港区

品川区

大田区

領有権 江東区の勝利

埋立地が、今は帰属をめぐり かつては厄介者扱いされていた

LI

争奪戦が展開される。

して生まれ変わったことに刺激されてか、 る広大な荒れ地の13号埋立地(お台場) が押し付け合ったものである。 な管理費を使 造成された埋立地は厄介者扱いされていた。 ゴミを処分するために埋め立てられたもので、 お台場の青海エリア南東沖合に広大な人工島がある。 京湾の沿岸には広大な埋立地が広がってい ほとんどが日本の高度成長期以降に、 激しい領土争いが展開されるようになっ いたくないと、 埋立地の管轄をめぐって各区 しかし今は違う。 が、 今では埋立地を 臨海副都心と 埋立地に無駄 大量に発生す 雑草が茂 その

んでいない。 ないのだ。そのため埋立地は荒れ果て、 成が始まったもので、 ld)もある巨大な埋立地だ。1973 「内側埋立地」と「外側埋立地」、「新海面埋立地」からなる 央防波堤埋立地である。 埋立地の帰属が 面積が509ヘクター いまだに決まってい (昭和48)年から造 ほとんど開発も進 w <u>5</u> 09

埋立地はどの区とも接していなかったので、

きにならなかった中央、 ンネルで城南島 青梅)と陸続きになり、 波堤埋立地の領有を主張していた。 湾沿岸の江東、 年に第二航路海底トンネ (大田区) とつながった。そのため、 2002 (平成4) 年には臨海ト 品川の3区は手を引き、 が完成してお台場(江東区 太田の5 しかし、 つの区が中央防 1 9 8 Õ 江東 地続

区と大田区の間で争われることになった。

年9月に下った。 はこの調停案を受け入れたが、 ンピックの競技施設はすべて江東区、 田区13・8%に配分するという調停案を提示した。 に判断し、 いで決着させることになった。 しかし、 東京地裁への提訴に踏み切った。 一向に解決する気配がない。 2 0 1 7 両区とも100%の領有を主張して一歩も譲 江東区79・3%、 (平成29) 年10月、 大田区はこの調停案を拒否 都は両区の主張から総合的 そのため、 大田区20・7%、 港湾エリアはすべて その判決が20 江東区86 都の調停を仰 2 % 江東区 9



◇江東区と大田区の主張

79.3%

大田区

臨海トンネル

20.7%

外侧捏工地

新海面裡江地

東京湾

江東区

江東区

第2航路

城南島

羽田空港

海底トンネル

日本では、埋立地は陸地と地続きか、陸地に隣接し ている自治体に帰属するという考えである。都内で 発生した廃棄物は、江東区内を通って運搬されてい たため、長いあいだ悪臭や騒音などの公害に悩まさ れ続け、それに耐えてきた。

若洲

大田区

この海域の漁業権のほとんどは大田区側にあったが 中央防波堤埋立地の造成のため、漁民が漁業権を放 棄したという経緯がある。臨海トンネルが完成して からは、このトンネルを通って廃棄物が運搬されて いる。

047